

市内事業者のみなさまへ 設備等の導入に要する経費の一部を補助します。

三次市小規模事業者 経営持続支援事業補助金

申請受付

令和7年4月1日（火）から

※予算に達し次第、受付終了

市内の小規模事業者が、生産性の向上や事業の効率化などを図ることにより、経営力の向上を目的とし導入する設備等の新設、増設に要する経費の一部を補助します。

補助対象経費

次の各号に掲げる要件の全てを満たすもの

- (1) 本市の固定資産税の課税対象となる償却資産のうち、建物に附属する設備、機械装置、車両、運搬具、工具器具又は備品に分類されるもののうち経営力の向上に資するものに限る。ただし、単に設備の更新と認められるものは除く。
- (2) 補助対象者が単独で所有し、市内の事業所に新設、増設されるものであること。
- (3) リース契約に基づくものでないこと。
- (4) 原則市内に本店又は本社がある事業者に発注すること。
- (5) 取得価額が20万円（消費税及び地方消費税を除いた金額）以上であること。
- (6) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。
- (7) 自動販売機でないこと。
- (8) 自動車税又は軽自動車税が課税されるものでないこと。
- (9) 汎用性の高いもの（※1）でないこと。
- (10) 太陽光発電又はその関連設備でないこと。
- (11) 主たる事業に用する設備等であること。

※1 パソコンやタブレット端末など

補助金額

- (1) 補助対象経費の4分の1相当額（千円未満の端数は切り捨て）。
- (2) 補助金の額は30万円を上限とする。

補助対象者

次の各号に掲げる要件の全てを満たすもの

- (1) 市内に事業所を有し、市内で1年以上事業を営んでいる小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下）。
- (2) 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の国、県等補助金交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象者が申請時において納期限の到来した市税、料等を完納していること。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない者

申請書類の受付窓口

◆ 市内事業所所在地が旧三次市内の事業者

受付場所： 三次商工会議所

電話： 0824-62-3125

FAX：0824-63-5200

受付日： 月～金曜日（祝日除く）

受付時間 9：00～12：00、13：00～16：00

◆ 市内事業所所在地が作木・布野・君田・三良坂・三和・吉舎・甲奴の事業者

受付場所： 三次広域商工会

（本所） 電話：0824-44-3141 FAX：0824-44-3390

（作木支所） 電話：0824-55-2124 FAX：0824-55-3535 （布野支所） 電話：0824-54-2036 FAX：0824-54-2876

（君田支所） 電話：0824-53-2039 FAX：0824-53-2971 （吉舎支所） 電話：0824-43-3171 FAX：0824-43-4171

（三和支所） 電話：0824-52-2065 FAX：0824-52-2589 （甲奴支所） 電話：0847-67-2433 FAX：0847-67-2349

受付日： 月～金曜日（祝日除く） 受付時間 9：00～12：00、13：00～16：00

ただし、各支所窓口につきましては、月曜日及び金曜日は閉所していますので、ご注意ください。

問い合わせ

◆ 三次市役所産業振興部商工観光課 商工労働・企業誘致係

電話： 0824-62-6171

FAX：0824-64-0172

E-mail:shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp



申請書類（添付書類）

申請に必要な書類 ※ 1

対象者	書類名称
法人/個人 (共通)	・ 様式第 1 号（申請書、事業計画書、事業収支予算書） ・ 様式第 2 号 宣誓書 ・ 補助対象設備の見積書の写し、機能等が分かる資料（カタログなど） ・ 設置予定箇所の現況写真・図面
法人	・ 直近の法人税確定申告書(写し) ※2 ・ 決算報告書(写し)
個人	・ 令和 6 年分所得税申告書または市県民税申告書(写し) ※2 ・ 令和 6 年分青色申告決算書または収支内訳書(写し)

※ 1 申請に必要な書類は、受付窓口（三次商工会議所、三次広域商工会）、三次市商工観光課で配布のほか、市HPへ掲載しています。

また、申請の際は、申請書類のほか、チェックシート（自己チェック欄要記入）もあわせてご提出ください。

※ 2 法人税確定申告書別表第一の写し 及び 令和 6 年分所得税申告書または市県民税申告書は、電子申告日等の記載または税務署収受印または電子申告受信通知のあるもの（市町村民税・県民税の申告の場合は受付印のあるもの。）。

補助金申請から振込までの流れ

申請受付から振込までの流れ	内 容
① 事業者 → 受付窓口	申請書類を受付窓口（ 三次商工会議所、三次広域商工会 ）へ提出してください。 受付開始:4月1日(火)～ 予算達成時点 ※土曜・日曜・祝日除く 受付時間:9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
② 受付窓口	提出された事業計画書・事業収支予算書に基づき経営指導を実施し指導証明書を発行。
③ 三次市 → 事業者	三次市から「補助金交付決定通知書」を送付
④ 事業者	設備導入の着手
⑤ (事業者)	※補助金交付決定後、減額が生じた場合は「補助金変更承認申請書」の提出
⑥ 事業者	設備導入の完了
⑦ 事業者 → 受付窓口	実績報告書の提出 <u>※事業完了後 20 日または令和 8 年 3 月 31 日いずれか早い日までに提出</u> （必要書類） ● 様式第 7 号 三次市小規模事業者経営持続支援事業補助金実績報告書 ● 事業実績書・事業収支決算書 ● 導入した設備の領収書 ● 設備設置後の現況写真、図面など
⑧ 受付窓口	書類審査、必要に応じて現地調査
⑨ 三次市 → 事業者	三次市から「補助金交付確定通知書」を送付
⑩ 事業者 → 三次市	三次市へ「補助金交付請求書」を提出
⑪ 三次市 → 事業者	請求書到着から 2 週間程度でお振込みします。

請求書提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市役所産業振興部商工観光課

電話： 0824-62-6171 FAX： 0824-64-0172 E-mail:shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市HP:<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/31/17309.html>